

# 出願審查請求料·特許料軽減措置

~通常料金の1/3に軽減!~

# 審査請求料・特許料の減免処置とは?

中小・ベンチャー企業や小規模企業等が国内出願を行う場合の「審査請求料」と「特許料」について、特許庁に納付する料金が軽減されます。

## 減免処置の対象になると?

「審査請求料」と「特許料」について、平均的な内容の出願で、約41万円の料金が、約14万円に軽減されます。 (約27万円の料金が節約に!)

#### 減免処置の対象者は?

1. 小規模企業

## 対象:1及び2を満たす企業

- 1. 従業員20人以下 (商業・サービス業は5人以下)
- 2. 他の法人に支配されていない
- 2. 設立10年未満、資本金3億円以下の法人

## 対象:1~3の全てを満たす企業

- 1. 設立後10年未満
- 2. 資本金3億円以下
- 3. 他の法人に支配されていない

# 国内出願に係る料金の軽減処置の手続き

中小・ベンチャー

【出願審査請求時】

[審査請求書] + [証明書] + [審査請求料軽減申請書]

【特許料納付時】

[特許料納付書] + [証明書] + [特許料軽減申請書] 特

許

庁